

清朝軍のチベット駐留をめぐる清朝の対応

—1728年～1738年を中心に—

柳 静我 (ユウ チョンア)

1 はじめに

1720年、清朝はジュンガルに対抗して、ダライラマ七世のラサ即位支援を名分に掲げて軍事行動を行う。その後、清朝は1728年8月チベットの内戦に軍事介入し、以後、1911年まで清朝軍のチベット駐留は続く。従来の研究では、この清朝軍のチベット駐留問題を、主としてチベットに対する支配強化という側面から論じてきた(石 1994; 馮 2005; 周 2009; Petech 1950)。一方、近年の日本では、清朝皇帝をチベット仏教の大施主として捉える視点から、清・チベット関係を把握する研究が行われている(石濱 2001)。しかしながら、清朝軍の駐留を如何に位置付けるかについては、この視点からも詳しい検討が行われていない。

筆者は以前、清朝がチベットに軍事介入した1720年から1727年までの事例を検討し、清朝の軍事介入は、ジュンガルの脅威からダライラマを守り、チベット衆生の安寧を図るという名分を掲げてチベット政府の援助要請を取り付け(チベット国内の政治的混乱を利用して、援助要請を操作する場合も含める)、ダライラマ七世へのジュンガルの接近を阻止するために行われたものであること、さらには長期的な軍事駐留にならないように慎重に対応していたことを明らかにした(柳 2004; 柳 2008)。それでは1728年以後続く清朝軍の駐留は、本来の清朝側の方針の転換と見なすべきであろうか。

本稿では、1728年(雍正8年)から1738年(乾隆3年)までを対象として、清朝軍のチベット駐留を巡る清朝側、チベット側双方の対応と認識を分析する。主な史料として漢文・満文の奏摺を利用する。

2 1728年の清朝軍の駐留延長決定

雍正帝は、1728年にチベットの内戦に軍事介入し、ダライラマ七世を内地に近い地域に移住させ、ジュンガルへの軍事侵攻の準備を本格化させた。この時、雍正帝は、チベットに駐留する清朝軍の扱いについて、チベット政策立案に関与していた川陝総督の岳鍾琪に、次のように諮っている。

朕は、閏七月に清朝軍がバーリークン(巴里坤)に進撃する時には、ダライラマは既にリタン li thang (里塘) に到着しているだろうから、駐藏の兵士を撤退させるべきと考えている。今、清朝が両路から進撃してイリ(伊犁)を取ると[ジュンガルの首長である]ガル

—清朝軍のチベット駐留をめぐる清朝の対応—

ダンツェリンが聞けば、彼は決して勢力を二分しラサを乱すことはしないだろう。卿の考えは如何であろうか。引き続きラサ（蔵）で取り締まる方がよいのか、或いは迅速に撤退させる方がよいのか、卿と相談して決めたい。カルダンツェリンが追い詰められてチベットに逃げ込むのを防ぐため、或いは「反ポラネー派で処刑された」ガポーパ nga pho pa（阿爾布巴）の残存勢力が完全に鎮圧されていないために、軍隊が必要であるならば、必ずしも撤退させることはない。卿が撤退を支持するなら、いつラサから出発し、どの道から帰るべきかを詳細に議論し奏聞せよ。安易に朕の考えが正しいとせず、詳細に斟酌するがよい（『宮中檔雍正朝奏摺』雍正7年4月18日岳鍾琪奏）。

もともと雍正帝は、ダライラマ七世移住後、清朝軍を撤退させるという基本方針を持っていた。しかし、ジュンガル首長らのチベット亡命阻止や、チベットの治安維持のために軍隊が必要とも考えていた。ジュンガルの首長であるガルダンツェリンのチベット亡命は、ゲルク派を頼りに助命するという形で行われるであろうし、そうなった場合、清朝は再びの身柄の引き渡しをチベット政府と交渉しなくてはいけない。雍正帝はそれを未然に阻止しようとしたのである。

これに対して岳鍾琪は、以下のように駐留の延長を提案した。

臣が思いますに、清朝軍が既にバーリーケン（巴里坤）に進撃し、ダライラマも既にリタンに到着したならば、チベットは安定することになり、他の心配は全くございません。ガルダンツェリンはざる賢いとはいえ、今清朝軍が両路から進撃し、イリを取ろうとしていると聞けば、自分のことで手一杯で、妄りにチベットを窺うことができないでしょう。しかし、臣が聖諭を仰ぎ見て思いますに、ガルダンツェリンが力尽き、密かにチベットに投降しようとする、或いはガポーパの残党の討伐がまだ終わらないというようなことは、誠にありうる事であります。なおチベット付近のケリヤ（克里叶）等は、皆ガルダンツェリン所属の回子であります。臣が思うに、将来ガルダンツェリンを我が戦争で破ったなら、西北一帯は皆彼と敵対しているので、彼は決して西北に逃げ込むことはないでしょう。もしケリヤ（克里叶）一路からラサに逃げ込んだ場合、現在チベットに駐留している清朝軍が迎え撃ち、また勝利を得た清朝軍が後から追撃すれば、ガルダンツェリンらは前後で敵に囲まれることとなり、彼らを逮捕するのは難しくないと思います。ラサに進軍した軍とジュンガル討伐の軍とがはるか離れて呼応しあうことが非常に重要ですので、軍は撤退させない方がいいでしょう（『宮中檔雍正朝奏摺』雍正7年4月18日岳鍾琪奏）。

ここで岳鍾琪は、ジュンガル軍の亡命を確実に防ぐには、清朝軍撤退という本来の方針を改め、駐留期間を延ばすことが有効であると主張したのである。そして岳鍾琪は、清朝軍とチベット首長であるポラネー pho lha nas(頗羅鼐)の率いるチベット軍とが共同して、ナクチュ nag chu(那克禅)一帯のジュンガルと通じる要路の監視を強化することを提案した。この岳鍾琪の意見を聞き、雍正帝は駐留の延長を決断したのである（『宮中檔雍正朝奏摺』雍正7年4月18日岳鍾琪奏）。

1728年の延長決定後、1729年から1733年にジュンガルとの講和交渉が始まるまでの約4年間、清朝軍2000名はラサに駐留した。この間、駐蔵大臣は清朝軍を率いて3月か4月にラサを出発し、チベット人の司令官が率いるチベット軍と共にジュンガル防衛の最前線に行き、設置

—清朝軍のチベット駐留をめぐる清朝の対応—

されたカルン（カ倫，境界の見張り場）の状況を観察し，雪が降る8月になるとラサに帰還している（『軍機処満文録副奏摺』934-3 雍正9年9月19日僧格奏；938-11 雍正10年9月18日青保奏）。

一方，2000名の清朝軍の駐留に対し，チベット側はどのように認識していたのであろうか。その手掛かりとして，駐蔵大臣センゲ（僧格，蒙古旗人，副都統）の満洲語の上奏を検討した。この上奏には，以下の様にある。

ダライラマは貝勒ポラネーにあてて，聖文殊菩薩大主の大臣・官兵らに与える一千頭の羊，三千の炒面を送るようにとの書信を出しました。そこで貝勒ポラネーは私（ポラネーの使者）を派遣して，これらの物を運んでこさせたのです（『軍機処満文録副奏摺』935-1 雍正9年9月19日僧格奏）。

この報告の中で，ラサ駐留清朝軍と清朝官員は満洲語で「*dergi manjusiri amba ejen i amban hafan coohai*（聖文殊菩薩大主の大臣・官員・兵士）」と記されている。つまりダライラマ七世は，文殊菩薩＝清朝皇帝であり，清朝軍＝ゲルク派の振興とチベット衆生の安寧のための軍事的援助とみなし，その貢献をねぎらうための物資援助を申し出ていたのである。

このようなダライラマ七世の提案に対し，駐蔵大臣センゲは，「私に送ってきた羊・炒面は，当然受け取るべきでものである。ただ私は，ダライラマの倉庫（*šang*，ダライラマの個人倉庫）がラサにないのを知っており，受け取ることができない」（『軍機処満文録副奏摺』935-1 雍正9年9月19日僧格奏）と答え，援助を拒否した。その直後，今度はパンチェンラマから清朝軍駐留をねぎらう物資援助の申し出が届く。センゲはチベット側の誠意を何回も拒むのはよくないと判断し，ついに物資を受け取ったのである。

しかしこれに対して雍正帝は，受け取った物資の返還を命じた。その理由は，以下のように『実録』から確認できる。

朕が兵士を派遣してラサに駐留させるのは，特別に衆チベット人（唐古特）のために地方を防備し，該地を安定させるためであって，どうしてわずかでも苦痛を与えられようか。今送って来た物資は，きっと彼らの所属する衆人に割り当てたものであろうし，それによって人々に些かなりとも苦しみを与えてしまったのではないか。また我が兵の食糧は決して不足しておらず，援助を受ける必要はない。今回，受け取った物資に相当する銀両を還すのは，決して汝らを他人扱いするのではない（『世宗実録』雍正9年11月庚申条）。

ここで雍正帝は，清朝軍の駐留がチベット情勢の新たな不安材料になることを防ごうとしたのである。しかし同時に，傍線部分にあるように，雍正帝も駐蔵大臣センゲと同じく，チベット側の物資援助を拒むことで，彼等との距離が生じないように細心の注意もはらったのである。

1728年以後，清朝軍はジュンガル首長の亡命を阻止するため，本来の撤退方針を改め，駐留延長を決定した。その任務は，チベット軍と共同でジュンガル防衛の最前線に設置されたカロンを巡察するというもので，チベット側はこのような清朝軍の活動を「ゲルク派の振興及びチベットの衆生のため」を思う文殊菩薩＝清朝皇帝の援助とみなした。そして駐蔵大臣は，清朝軍の指揮官として清朝とチベットとの交渉役になっていたのである。

3 清朝軍の再編

1733年、清朝は1729年から始まったジュンガルとの戦争で決定的な勝利を収めることができず、軍事費が増大していく中で、講和交渉を始めた。それと同時に、ラサに駐留する清朝軍の再編問題が浮上した。駐蔵大臣チンブー（青保、蒙古旗人、副都統）に届けられた雍正帝の論旨の中で、雍正帝は清朝軍再編の理由について以下のように述べている。

ラサの地は全く無事であり、尚且つジュンガルの賊は去年ラサの地で我らの軍に撃退され、一万あまりの賊が殺されたことで、魂も消えるほど畏れて敗走したのである。この間、賊は疲弊して敢えてチベットの地を窺うことはなくなり、また力を分散して遠方に派兵する可能性も全くなかった。今チベットの兵は聖主の恩を蒙り、各自奮起して勢いを増し、前よりも強くなった。なおかつ貝勒ポラネーもまた尽力している。駐留する我らの官兵数が多いと、米や錢糧など必要な一切の物資を運送する時、チベットの人々が苦勞しかねない。ラサにはただ500人の兵を残すだけで、チベットの人々を教練して精鋭の兵とし、隘口・要路に何処から何人の兵を出して防守するのか、どのようにカルンを設置するのかといったことを、チンブー（青保）ら〔駐蔵大臣〕はポラネーと共に詳細に協議するように（『軍機処滿文録副奏摺』941-5 雍正11年7月19日青保奏）。

つまり雍正帝は、ジュンガル首長らの亡命の可能性がなくなったため、2000名の清朝軍を駐留させる必要がなく、現地の人々にも負担をかけてしまうという理由から、軍の削減を行うとしたのである。あわせて、今後のチベット防衛体制はチベット軍を中心とし、駐留する500名の清朝軍がそれを補強するよう命じている（傍線部分）。この防衛体制の再編案をチベット側に受け入れさせるため、駐蔵大臣は貝勒ポラネーと、駐留施設やその建設費用、駅増設問題、清朝軍の役割といった問題について交渉を重ねた。以下、これらの問題について、個別に確認したい。

まず、清朝軍の駐留施設について取り上げる。この問題に関する雍正帝の考えは以下のようであった。

このラサに駐留する五百の兵を、チベットの人々から少し離れた地に駐留させれば、兵と民いづれにとっても平穩となる。チンブー（青保）らが送ってきた報告によると、ラサには、*デバ sde pa*〔摂政〕が以前使用していた施設のある*タブシ grwa bzhi*（扎什）という土地がある。ここに官兵が駐留する場合、城堡を建て、新たに部屋を増築し、官兵を収容する必要があるが、この件はポラネーと相談して処理するように（『軍機処滿文録副奏摺』941-5 雍正11年7月19日青保奏）。

傍線部分から、雍正帝は、清朝軍とチベット人の不必要な接触を避けるよう、注意を払っていたことがわかる。このような雍正帝の意見を踏まえて、駐蔵大臣はポラネーとの交渉を行い、その結果、建設地としてラサとセラ寺院の間に位置する*タブシ*という町を選んだ。

施設の建設費用については、ポラネーは清朝軍の駐留はチベット衆生の安寧のために行うのであり、必要な金額はチベット側が負担すると主張した。それに対し駐蔵大臣は、清朝軍の駐留はチベットの民を慈しむ皇帝の恩恵であるとして、ポラネーの提案を拒否している。結局、

建設費用については、清朝側が負担することで決着が着いた。

なお、建築に必要な材木などについては、反ポラネー派の首謀者であったガポーパの出身地域の首長らが、提供を申し出ている。彼等は、ガポーパ所有の建物を分解して、建設に必要な木材にしたいと述べ、駐蔵大臣もその提案を受け入れた。ガポーパは1727年の内戦の首謀者であり、ゲルク派の支援者として不適切であるという理由で処刑された人物である。ガポーパの出身地域の首長らによる清朝軍駐留施設への物資提供は、当時のチベットの政治状況を考える上でも興味深い事例である。更に、タブシには元の摂政の建物もあったと言われる。

駅増設問題でも、ポラネーは駐蔵大臣の意見に反対している。駐蔵大臣は、駅増設に対するチベット側の支持を取り付けるよう清朝中央政府から命令されており、ポラネーの説得を試みた。しかしポラネーは、現存の駅でも軍需物資と文書運送に支障はなく、増設にはチベット人の負担増加が伴うとして、強く反対している。駐蔵大臣はポラネーの主張に一定の理解を示し、清朝中央政府に対して、駅増設案を放棄するよう提案し、清朝中央政府もそれを承認している。

最後に清朝軍の役割についてであるが、以前と同様に、チベット軍と共同で夏にジュンガル防衛の最前線地域に設置されているカルンの巡視をすること、そして清朝軍の司令官がチベット軍の訓練と閲兵にも参加することが決められている。この点について、駐蔵大臣とポラネーの間に意見の相違はなかった（『軍機処満文録副奏摺』941-5 雍正11年7月19日青保奏）。

以上を通してみると、駐蔵大臣の立場は、清朝中央政府の決定を一方的にポラネーに伝えるというよりは、現地の交渉担当者として調整を行うものであったと理解できる。

4 乾隆帝の撤退論

清朝は、1733年（雍正11年）からジュンガルとの講和交渉を始めたが、西北地域の安全保障体制の再編を本格的に議論し始めたのは、1736年（乾隆元年）からであった。

乾隆帝は即位直後、ジュンガルとの講和が進捗していくなかで、西北地域の軍事的緊張を緩和するため、モンゴル地域を始めとして各地に駐在させていた辦事大臣の撤退を命じた。

以前の軍事作戦以来、大臣・官員らがモンゴル辺疆に派遣され、事務を辦理していた。今清朝軍は既に撤退し、わずかな兵士が駐屯しているだけである。各種の防衛事項も減っている。各処に辦理駐紮させていた大臣・官員をみな、撤退させるべきである。総理事務王大臣等は議して上奏せよ（『高宗実録』乾隆元年4月丙戌条）。

雍正年間末期には、チベットに駐留している清朝軍の削減という方針が取られていた。しかし乾隆帝は方針を転換させて、全面的な撤退を指示しているのである。その背景には、ジュンガルとの講和交渉が順調に進み、平和体制が確立できるであろうという楽観的な判断と、軍事費増大とがあった。

乾隆帝の命令を受けた内閣首脳部は、チベット駐在の官員と軍隊の撤退について以下のような意見を述べた。

臣らが調べましたところ、①チベットに大臣・官員らが駐紮したことはありません。以前カンチュンネーとポラネー【ガポーパの誤り】が交戦していたため、兵士を率いる大臣を

—清朝軍のチベット駐留をめぐる清朝の対応—

派遣し、暫く駐留させました。②今ダライラマがラサに戻り、兵士もまた撤退するため、大臣を交代する必要はありません（『高宗実録』乾隆元年4月丙戌条）。

ここで注目すべきは、チベットに大臣と官員を駐在させたことがないという内閣の指摘である（傍線①）。そもそも1727年に駐蔵大臣を派遣した時から、清朝はその制度化を目指したわけではなかった。後に駐蔵大臣の存在が、清朝中央政府にとって邪魔であると判断した場合には、撤退さえ議論している（柳2008, pp.61-62）。更に傍線②からは、ダライラマ七世のラサ帰還にあわせて、清朝軍を撤退させるつもりであり、清朝軍のいないラサで大臣を駐在させる必要がないとの認識も窺える。

乾隆帝は清朝軍の撤退に対するチベット側の反応を確かめるため、特使として工部侍郎ハンキレ（杭奕禄、蒙古旗人）を派遣した。ポラネーはやはり清朝軍撤退に反対しており、ハンキレはそれを乾隆帝に伝える。そして乾隆帝は、以下のように撤退中止を決めた。

前に皇考〔雍正帝〕は特別にチベット（唐古忒）の人衆を憐れに思い、内地の兵が長く駐蔵すると、彼らを苦しめることになるだろうから、軍を撤退させようと思ったのである。チベットにとって軍の駐留がもし有益であるなら、数百兵士が使う兵糧など、どれほどのものであろうか。暫く駐防と台站の兵士らの撤退を中止させ、従来通り輪班で駐扎させることとし、一・二年を待ってから再び決める。副都統ナスタイ（納蘇泰）は当地での駐在が長いので、回京させるように。ハンキレ（杭奕禄）をラサに駐在させ、総兵官周起鳳と共に駐扎し辦事させるように（『高宗実録』乾隆2年閏9月丙辰条）。

ここで注目すべき点は、撤退中止はあくまで一時的なものにすぎなかった（傍線部分）、という点である。

駐蔵大臣を通して撤退中止を知らされたポラネーは、駐蔵大臣にモンゴル語で記した御礼の書信を託し、駐蔵大臣はそれを満洲語に訳して報告した。このポラネーの書信の内容は以下の通りである。

多羅貝勒ポラネーが、妙香を焚き、東〔清朝〕に向って仰望して、謹んで跪いて叩頭して上奏いたします。私がチベットに駐留する大臣と官兵の撤退の件で議奏した際、東の文殊師利の大皇帝は、遠い場所でなお錢糧を濫費することになるにもかかわらず、ただわがチベットの衆生を慈しみ思い、とりわけ格別な御恩で侍郎のハンキレ・総兵官周起鳳に対し、500名の兵らがチベットに利益なら、撤退を一・二年延ばした後、再び協議するように、との驚喜すべき旨をお下しになりました。この旨が到着した時、小人であるポラネーは喜び、心から感謝しました。さらには、すぐ外の人々（tulergi i urse）がもしこの事を聞いたならば、皇帝の威光と名声もより大きくなるでしょう（『軍機処滿文録副奏摺』948-7乾隆2年9月初1日ハンキレ（杭奕禄）奏）。

傍線部分でポラネーは、清朝軍の撤退中止決定に対し、文殊菩薩である清朝皇帝が財政的負担にも関わらず、一時的に駐留の延長という英断を下したと述べている。さらに続けて、清朝軍のラサ駐留は、清朝皇帝の名声を高めることになるとする。ここでいう名声とは、ゲルク派の振興に努める大施主としての清朝皇帝像を意味しよう。

引き続き、このような清朝軍の駐留延長に対し、チベット側は、

ダライラマらと相談して、細心に力を尽くして、旧駐留兵と新駐留兵に行糧をわずかでも

援助したいと思う。その当否を大臣が決めていただきたい（『軍機処滿文録副奏摺』949-6 乾隆3年8月10日ハンキレ（杭奕禄）奏）。

と述べ、食糧の援助を駐蔵大臣に申し出た。それに対し駐蔵大臣は、次の様に返答した。

皇帝が汝らチベットの地に官兵を駐留させるのは、とりわけ汝らを慈しみ、守ろうとする格別の恩があるからである。また、ここで駐留する官兵に支給される錢糧は、他の地方の官兵よりも多い。旧駐留兵と新駐留兵は、皇帝の御恩のため、皆裕福である。皇帝はダライラマの倉庫の必需品が不足していることを見通し、格別な恩から毎年、五千両の銀を賞したのである。なのに、今ダライラマと貝勒（ポラネー）が旧駐留兵と新駐留兵に行糧を援助するなら、汝らを慈しむ皇帝の特別な考えと全く合わないであろう（『軍機処滿文録副奏摺』949-6 乾隆3年8月10日ハンキレ（杭奕禄）奏）。

ここで駐蔵大臣は、ダライラマ七世の経済状況を理由にチベット側の援助を拒んでいる。清朝軍の駐留と、ダライラマ七世の財政問題とが関連しないよう、警戒しているのである。

1737年以後、ダライラマ七世はラサに帰還し、ジュンガル首長亡命の危機もなくなっていた。そこで清朝は軍を引き上げようとしたが、チベット側の同意が得られず、一時的に撤退の時期を延ばしたのである。

5 親清派ポラネーの政治的立場

清朝とポラネーとの関係について従来の研究では、清朝が親清派であるポラネーを支持していたものと理解してきた。確かに清朝は、チベット国内でジュンガルに最も敵対的であったポラネーを高く評価している。しかし、ポラネーがゲルク派におけるダライラマ七世の権威を否認する発言をした際には、清朝はそれに応じていない（柳2008, p.77）。さらに雍正帝は、「朕がチベットの情況を見るに、ポラネーもやはり適切ではない。しかし、ガポーパ、ルンパネー〔反ポラネー派〕はなお悪い」（『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』雍正6年3月初4日岳鍾琪奏）と述べている。つまり清朝にとってポラネー支持は、選択肢の限られる中でのやむを得ない人選だったのである。

もし清朝から爵位を授けられ、チベット政務を管轄しているポラネーとダライラマ七世との対立が決定的なものになった場合、清朝の権威とダライラマの権威とが衝突する事態に発展する。清朝はそれを避けるために、両者に働きかけをしていた。一例を挙げると、ダライラマ七世の移住後、ラサにいるポラネーは毎年ダライラマ七世の滞在費用を送ることとなっていた。ところが、ポラネーはチベット国内の財政的困窮を理由に、その費用支払いを遅延させた。それに驚いた四川当局は清朝中央政府に報告する一方、駐蔵大臣を通してポラネーを説得した。駐蔵大臣によるポラネー説得が失敗に終わると、四川当局は急ぎダライラマ七世に経済的支援を行っている（『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』雍正9年11月12日憲德奏）。このように、清朝は両者の仲介者としての役割を持っていた。清朝軍が撤退し、駐蔵大臣がいなくなれば、ダライラマ七世とポラネーの不仲が再び表面化する可能性があり、駐蔵大臣と清朝軍の駐留延長はチベット情勢を安定化させる上で一定の役割が期待されていたであろう。

6 おわりに

1728年以後、清朝は、チベット駐留軍の撤退という原則を確認しながらも、「ゲルク派振興及びチベット衆生の安寧」という名分を掲げ、ジュンガルの亡命を阻止するための一時的な駐留延長を行った。その際、清朝軍の駐留がダライラマ七世の財政問題と関連しないように、細心の注意をはらっている。

1738年に、清朝は軍を撤退させようとしたが、チベット側の同意が得られず、再び一時的な延長を決めている。そこには、清朝側はジュンガルとの平和体制の構築によって、チベットへの軍事的関与に消極的になり、撤退を望んでいた。それに対してチベット側が、駐留延長を求めていたのである。

先行研究において石濱裕美子氏は、17世紀、清・チベット・モンゴルは、「仏教政治」を実現するという大義名分を共有しながら、政治・軍事関係を行っていたことを明らかにした（石濱2001）。本稿の分析から、18世紀においても清・チベット関係は同じ名分を共有しながら、政治・軍事関係を構築していたことが確認できた。このような名分を共有する清・チベットの利害が交差する中で、清朝軍のチベット駐留は臨時的な駐留の延長という形で持続されていったのである。

以上が本稿の内容である。この清朝軍のチベット駐留という問題を考える上では、政治交渉だけでなく、チベットの軍事制度改革という視点からの考察も必要となる。本稿でも、簡単に清朝・チベット共同での軍事行動について言及したが、十分に議論を深めることができなかった。今後の課題としたい。

満文・漢文史料

『大清世宗憲皇帝実録』華文書局、1964。

『大清高宗純皇帝実録』華文書局、1964。

中国第一歴史檔案館所蔵『軍機処満文録副奏摺』

台湾故宮文献編輯委員会編『雍正宮中檔雍正朝奏摺』故宮博物院、1974。

中国第一歴史檔案館編『雍正朝漢文硃批奏摺匯編』江蘇古籍出版社、1991。

文献表

石 碩

1994 『西藏文明東向發展史』、人民出版社。

石濱 裕美子

2001 『チベット仏教世界の歴史的研究』、東方書店。

柳 静我

2004 「[駐藏大臣] 派遣前夜における清朝の対チベット政策—1720～1727年を中心に」
『史学雑誌』第113編第12号、pp.59-83。

2008 「カンチュンネー暗殺と清朝の対応—雍正期、対チベット政策の一側面—」『満族史研究』第7号、pp.51-79。

—清朝軍のチベット駐留をめぐる清朝の対応—

馮 智

2005 「清朝用兵駐兵西藏制度的形成, 發展和影響」『西藏研究』第2期, pp.7-16。

周 偉洲

2009 「清駐藏兵制考」『清史研究』第1期, pp.113-118。

L. Petech

1950 *China and Tibet in the Early 18th Century : History of the Establishment of Chinese Protectorate in Tibet*, Leiden : E.J. Brill.

本稿は, 平成23年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。